

前橋市公共下水道条例の改正について（議案第102号）

経営企画課

1 改正の理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

使用料の徴収方法を定める規定において、指定代理納付者を「指定納付受託者」に改める等、規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年1月4日